

質問・回答書

件名 第25号 教育施設自家用電気工作物保安管理業務委託

質問事項	質問回答
<p>1. 年次点検（停電点検）実施について</p> <ul style="list-style-type: none">・年次点検実施日は、平日（月曜日～金曜日）昼間に実施可能でしょうか。 <p>（各施設は、調整可能でしょうか）</p> <p>2. 年次点検（停電点検）を休日・夜間に実施した場合について</p> <ul style="list-style-type: none">・年次点検実施日が休日昼間や夜間に作業を実施する場合、時間外割増費用を実施時に、別途請求することは可能でしょうか。 <p>（休日は、土曜日・日曜日・祝日）</p> <p>3. 別紙「年次点検Ⅰ設備チェック票」に基づき 年次点検高度化（3年周期）の判定を行っております。 次回点検時に項目に該当があると毎年停電になります。 平日（月曜日～金曜日）昼間に作業が実施できない場合は 時間外割増費用が発生します。その判定は次回点検時まで 不明のため算出が困難です。別途請求が不可能な場合は どのようにご案内させていただければよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 年次点検（停電点検）については、各施設、平日（月曜日～金曜日）昼間の実施（調整）が可能です。</p> <p>2. 各施設に確認したところ、年次点検（停電点検）についてはすべて平日昼間の実施を希望しており、休日や夜間に作業を行う予定はありません。そのため、時間外割増費用が生じる状況は想定しておりません。但し、万が一、施設側の事情により休日・夜間での実施が必要となる場合には、事前協議のうえ対応を検討することとします。</p> <p>3. 上記2の回答のとおりです。</p>